

第4回自転車安全適正利用対策検討会議概要

R1.11.13 13:15-14:40

1. 開会
2. リニア交通局長あいさつ
3. 議事
自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（仮称）素案について

(事務局より資料により説明)

【座長】

- ・ 各構成員には、これまでの経験を踏まえ御意見を伺いたい。

自転車及び自転車利用者の定義について

【構成員】

- ・ 自転車の定義には、イーバイクやマウンテンバイクを明記できないか。できない場合、チャシなどで対象となることを明記いただきたい。

【事務局】

- ・ 自転車には数多くの種類があり、条例記載のルールから、明記はできないが、周知する際にはできる限り対象となる自転車を伝えていく。

【構成員】

- ・ 自転車利用者の定義に、「県内において利用する者」と表記することで県外からの利用者も対象となることがわかりやすくなると思うがいかがか。

【事務局】

- ・ 県で策定する条例ということで、当然県内で自転車を利用する者は含まれるため、あえて規定しないというルールがあり明記はできないが、啓発する上では、他県から来られる利用者も対象となることを周知していきたい。

基本理念について

【構成員】

- ・ 山梨はまだ自転車があまり使われていない地域なので、「地域の活性化」みたいな言葉を入れ、自転車のよいところを積極的に謳った方がよい。

安全上の措置における側面反射器材の例示について

【構成員】

- ・ 自転車の側面に反射器材を備えるなど、という条項があるが、一般車や子供車の場合は付けるが、県外からロードバイクで乗りに来る人が側面に反射器材を付けることは想定できない。着衣や持ち物に反射材を備えるなど、できれば現実を守る条項にさせていただけたらよい。

ライト点灯の義務化について

【構成員】

- ・ 安全利用という点で、ライト点灯の義務付けはできないか。

【事務局】

- ・すでに道路交通法で夜間のライト点灯が義務づけられているので、条例ではあえて規定はしないが、啓発では安全利用五則などを通じて周知を図る。

点検及び整備について

【構成員】

- ・条例における「必要な点検及び整備」の内容は、県で定めるのか。

【事務局】

- ・県として何らかの形で情報提供することを検討したい。

保険加入の義務づけについて

【構成員】

- ・現時点では、損害賠償責任保険に加入しているレンタサイクル事業者は少ない状態だと思うので、時間はかかると思う。

【構成員】

- ・保険義務づけの施行が10月ということだが、周知や保険の選択に時間がかかるので、半年は厳しいと感じる。

【事務局】

- ・他県でも、同様の条例は、半年の周知期間を置いた上で義務化しており、本県でも同様に半年の周知期間の後に対応いただくこととしたい。

保険加入確認について

【構成員】

- ・小売業者に義務づけられる情報提供は、そこに行けば保険に入れますとか、こういう保険があるという範囲までか。

【事務局】

- ・具体的な保険商品の内容をお話いただくと、保険業法の勧誘に該当してしまうので、条例で想定する情報提供は、保険の種類や多額の賠償事例がありリスクに備える必要性などを情報提供していただくことを考えている。

【構成員】

- ・自転車損害賠償責任保険という名前の商品を扱っていない会社も存在するので、第三者に対する危害を加えた場合の保険という文言の方が適切。また、小売業者が情報提供する際に、どういう案内をすべきか周知する必要がある。

優良事業者登録制度について

【構成員】

- ・優良事業者の登録制度は、どのようにやっていかれるのか。

【事務局】

- ・現時点の想定では、小売業者・貸付事業者から申請いただき、書類審査・現地確認をした上で、基準に満たしていると判断された場合は、登録決定して、決定通知を出し、県のホームページで公表する。ステッカーのようなものを

配布して、お店へ掲示いただく形も考えている。

- ・ 登録の基準は、条例に規定する確認や情報提供の義務を行っていただいていることその他、防犯登録の情報提供、自転車安全利用に関する情報提供、ヘルメットなどの安全器具の装着に関する情報提供を行っていることなどを想定している。

【構成員】

- ・ インバウンド旅行者が事故を起こして、国に帰ってしまうトラブルも起き始めているので、優良事業者が海外の方にもわかる形で、広報できればよい。
- ・ 貸付事業者にとっては、保険へ入ることが営業にプラスにならないと難しいので、優良事業者に認定されることで入ろうという決断になると思う。また、弁護士の示談費用など1段進んだサービスをつけているレンタサイクルを借り手側が選べるシステムがあれば、事業者もいい保険に入る甲斐ができ、借り手もより安全な自転車を選べるメリットがある。どこの国からでもアクセスできるウェブサイトで、貸付事業者を選べるシステムがあればよい。

条例の周知について

【構成員】

- ・ 条例本文は堅い内容なのでなかなか一般の方は読めない。

【構成員】

- ・ イラストを入れて、わかりやすくしたものを、一般の人がすぐアクセスできるようにする工夫が必要。県のホームページでもアクセスしやすいようにトップページに置く必要がある。

【構成員】

- ・ 条例制定後の次のステップが大切なので、チラシや条例を説明する文書はぜひ工夫して、皆さんに理解してもらえるものになるとよい。
- ・ 神奈川県では県で作成したチラシが、マンションや町の掲示板など要所要所にいっぱい貼ってある。

【構成員】

- ・ 一般の皆さん向けのチラシの内容は重要だと思うので、チラシを確認させていただく場があればよい。

その他意見

【構成員】

- ・ 条例案には山梨独自のものも盛り込まれており、県の責務をうたわれて、しっかり網羅されたバランスの良いものになっている。
- ・ 自動車のドライバーに向けて、自転車に配慮する努力条項が含まれているのは非常によい。ドライバーにもしっかり情報を伝えることで自転車が走りやすい地域になり、山梨の自転車におけるポジションを上げることになる。

【座長】

- ・ 本日のご意見をできるだけ多くボトムアップする形で条例案をより良いものにしていただければと思う。

(以上)